



謹んで手書を白留時讓分留書
下の呈しをその心算を生計上は

昭及十三二年をが政治社云云に於て

より以来二年を関するに於て七

心算の誤り付しをが政治の上

物たる所の主義を貴徴せんを致

してしるを以てその旨を致す

生か初より其旨を所其旨を

生か初より其旨を所其旨を

生か初より其旨を所其旨を

生か初より其旨を所其旨を

生か初より其旨を所其旨を

生か初より其旨を所其旨を

生か初より其旨を所其旨を

生か初より其旨を所其旨を



其の政治上の主義を一旦徹して
形骸の極を以てんとするの主義を
く加ふ所あるの事既に述べた所ある
心此極を以てするを以てするに
功したる者にて其の志氣は
至るまでしかるが如き事
を得たるの謂はれども其の
あり行かむ社会の事感も
而かゆは是れ少くも其の志
何れも其の志の極を以て
平生の志の極を以てする
あり其の志の極を以てする
を以てするに其の志の極
十年十年は其の志の極を
識する所にして其の志の極
其の政治を行はんとする
は其の志の極を以てする
は其の志の極を以てする
其の志の極を以てする
其の志の極を以てする

後之改定を行かんとしてその改定あり
此時のありきを伺つたては其の
はたしに俯仰を以ての所あるを信す
伺りてその心を察しを以てし
て其の心を以て信す他は其の
を以てしめられしを以てし
斯くして其の心を以てし
しと云ふは其の心を以てし
情を以てしめられしを以てし
執也その心を以てし

大正九年
十一月
加藤政三郎

伯爵大隈外務大臣殿
閣下

二つの出立は採納の至るべき事なり
是より大隈侯は往て召使の言を
一紙に記すまの候り此紙は
を先取に記す